

第58号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（5） 税の表中

「

7 地籍図の写しの交付手数料	1 件につき	B 4	300円	を
		A 3	400円	
		A 1	600円	

」

「

7 地籍図の写しの交付手数料	1 件につき	B 4	300円	に
		A 3	400円	

」

改め、同表備考中「30円」を「50円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表1（第2条関係） （5） 税			別表1（第2条関係） （5） 税		
手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
（略）			（略）		
6 地籍図の閲覧手数料	1件につき	300円	6 地籍図の閲覧手数料	1件につき	300円
7 地籍図の写しの交付 手数料	1件につき	B 4 300円	7 地籍図の写しの交付 手数料	1件につき	B 4 300円
		A 3 400円			A 3 400円
備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに50円を加算する。			備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。		